

# 重要事項説明書

## 1. 運営事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 江戸川豊生会
- (2) 法人所在地 〒134-0086 東京都江戸川区臨海町1-4-4
- (3) 電話番号 03-5659-0702
- (4) 代表者氏名 柳内 光子

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の名称 かがやきの郷福楽園 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護
- (2) 事業所の所在地 〒275-0001 千葉県習志野市東習志野1-1-20
- (3) 電話番号 047-409-5953  
FAX番号 047-409-5702
- (4) 管理者氏名 杉村 富美子

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 習志野市
- (2) 営業日 365日
- (3) 営業時間 24時間
- (4) サービス以外の受付時間は、8:30～17:30

## 4. 居宅介護サービスの提供における留意事項

- (1) 居宅介護サービスを行う訪問介護員
  - (ア) サービス提供時にあたり、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。
  - (イ) 利用者から特定の訪問介護員の指定はできません。
- (2) 地域連携

当事業所の従業者によって適切な定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の提供が行われる体制を構築している場合においても、他の訪問介護事業所等との密接な連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる場合であり、且つ利用者の処遇に支障がないときは、事業の一部を、他の訪問介護事業所等との契約に基づき、委託する事ができ、委託先の訪問介護事業所等の従業者に行わせることができるものとします。

### (3) 居宅介護サービス実施時の留意事項

#### (ア) 定められた業務以外の禁止

居宅介護サービスの利用にあたり、利用者は「9.当事業所が提供する居宅介護サービスと利用料金について」で定められたサービス以外の業務を当事業所に依頼することはできません。

#### (イ) 居宅介護サービスの実施に関する指示・命令

居宅介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて当事業所が行います。但し、当事業所は居宅介護サービスの実施に当って利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

#### (ウ) 備品等の使用

居宅介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用いたします。

#### (エ) 合鍵の管理方法

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり、利用者宅に設置する専用のキーボックスにて保管する事にします。

キーボックスは無償で提供いたします。契約終了時に、キーボックスはご返却いただきます。

#### (オ) ケアコール機器の貸し出しについて

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり、必要に応じて利用者宅に緊急通報用のケアコール機器を設置します。ケアコール機器は無償で貸し出し致します。契約終了時にご返却いただきます。

#### (カ) モバイル端末の設置について

サービス提供の記録については、モバイル端末を活用して記録を取ります。状況に応じてモバイル端末を利用者宅に設置させていただく場合があります。その場合はモバイル端末の充電にかかる費用をご負担いただきます。契約終了時にモバイル端末はご返却いただきます。

※ 当事業所から利用者宅に設置した「キーボックス」「ケアコール機器」「モバイル端末」が、利用者及びその関係者の過失にて破損したことが明らかな場合、それぞれの機器の実費相当額を当事業所に対してお支払いいただきます。

### (4) 訪問介護員等の禁止行為

訪問介護員等は、利用者に対する居宅介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

#### (ア) 利用者もしくはその家族等からの物品等の授受

#### (イ) 利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供

#### (ウ) 飲酒及び喫煙

#### (エ) 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

#### (オ) その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

(5) 提供の拒否の禁止

利用者からの居宅介護サービスの申し込みに対して、当該事業所の人員体制上等の問題から利用申し込みに応じることができない場合、または通常の事業の実施地域外からの申込者に対して適切な居宅介護サービスを提供することが困難である等の正当な理由がない限り、サービスを提供するものとします。

(6) 居宅介護サービス提供困難時の対応

前項の正当な理由により、居宅介護サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業所への連絡、適当な他の居宅介護サービス事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じます。

(7) 受給資格等の確認

居宅介護サービスの提供を開始する際には、介護保険被保険者証の提示を受け、被保険者資格等の確認を行います。

(8) 身分証の携行

訪問介護員等は利用者が安心して居宅介護サービスの提供を受けられるよう、身分を明らかにする名札等を携行し、求めに応じて提示します。

(9) サービス提供記録用紙

居宅介護サービスを提供した記録については、モバイル端末を活用して記録を行います。記録用紙については、利用者又は家族から申し出があった場合に提示します。

(10) 当事業所は、事務室・相談室及び感染症予防に必要な設備または備品を備えます。

## 5. 勤務体制の確保等

- (1) 当事業所は、利用者に対し適切な居宅介護サービスを提供できるよう、適切な勤務の体制を定めます。
- (2) 事業所は従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を確保します。
  - (ア) 採用時研修 採用後 1か月以内
  - (イ) 定期的研修 適宜

## 6. 居宅介護サービスの終了に伴う援助について

利用者は以下の事由により、居宅介護サービスを終了・変更することができます。

- (1) 要介護認定により利用者の心身の状態が要支援又は自立と判断された場合
- (2) 利用者から契約解除の申し出があった場合
- (3) 利用者及び家族の故意または重大な過失により、契約の継続が困難な場合
- (4) 事業所のやむを得ない事情による契約の継続が困難な場合
- (5) 利用者が死亡した場合

## 7. 居宅介護サービスに関する相談・苦情の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

窓口	担当者 杉村 富美子
受付時間	8:30～17:30
電話番号	047-409-5953

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

習志野市役所 介護保険課	所在地 習志野市鷺沼2丁目1番1号 市庁舎1階 電話番号 047-453-7345
千葉県国民健康保険 団体連合会	所在地 千葉市稲毛区天台6丁目4-3 電話番号 043-254-7428 (苦情専用) 受付時間 9:00～12:00 (毎週月～金曜日) (土日祝日及び12月29日～1月3日までを除く)

## 8. 指定居宅サービスにおける個人情報の取り扱い基準の順守について

〔平成11. 3. 31. 厚令三十七に基づく〕

- (1) 個人情報の収集は、介護関係並びに関係事業のサービス提供前に、利用目的の範囲を説明し、同意を頂いた上で収集いたします。
- (2) 個人情報の利用は、別途取り交わす「個人情報に関する同意書」にて、定めた内容に基づき、適切に取り扱います。
- (3) モバイル端末の記録について

利用者の身体状況に伴い、報告事案等発生した場合にモバイル端末での写真撮影をさせて頂く場合があり、その際は適切な処置が必要な場合は連携している関係機関への情報提供も行わせて頂く場合があります。写真のデータ等は、第三者への情報漏洩がないように適切、且つ厳重に管理させて頂きますので予めご了承下さい。

## 9. 当事業所が提供する居宅介護サービスと利用料金について

### (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

#### (ア) 事業の目的

利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、24時間計画的に、または利用者からの随時の通報に適切に対応を行うことにより、利用者が安心してその居宅において生活を送ることを目的とします。

#### (イ) 運営方針

要介護となった場合でも、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他、安心してその居宅において生活を送ることができるようするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指します。

#### (ウ) 職員体制

職種	職務の内容	人員数
①管理者	・事業所の従業者および業務の一元的な管理 ・従業者に基準を遵守させるための必要な指揮命令	1名 (常勤兼務)
②オペレーター	・利用者および家族からの通報を随時受け付け、適切に対応 ・利用者又はその家族に対して、適切な相談及び助言	提供時間を通じ 1名以上 (常勤兼務)
③計画作成責任者	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成および交付 ・サービス提供の日時等の決定 ・サービス利用の申し込みに係る調整、サービス内容の管理	1名以上 (常勤兼務)
④定期巡回サービス訪問介護員	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に沿った定期的な利用者宅巡回訪問	必要な人数 (常勤兼務)
⑤随時対応サービス訪問介護員	・オペレーターからの要請を受けての利用者宅の訪問	提供時間を通じ 1名以上 (常勤兼務)

#### (エ) サービスの内容

定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、以下の2つの場合があります。

- イ) 利用料金が介護保険の給付の対象となる場合
- ロ) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

##### ① 利用者負担金

介護保険からの介護給付サービスを利用する場合の利用者負担金は、

利用金額のうち「負担割合証」に記載されている利用者負担割合分です。この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。

但し、介護保険の支給限度額の範囲を超えたサービスや、介護保険の給付対象外のサービス利用は、全額自己負担となります。また、要介護認定区分が自立と判定した方等、何らかの理由にて介護保険の給付を受けない方については全額自己負担となります。

## ② 利用料金が介護保険の給付の対象となるサービス

### 〈サービスの概要〉

イ) 定期巡回サービス	訪問介護員が定期的に利用者宅を巡回し介護サービスを提供します。
ロ) 隨時対応サービス	利用者・家族からの通報を受け、24時間オペレーターが対応するサービスです。
ハ) 隨時訪問サービス	オペレーターからの要請を受け、隨時利用者宅を訪問し、介護サービスを提供します。
ニ) 看護サービス	アセスメント、モニタリング及び連携先の訪問看護事業所が定期的並びに隨時状況に応じて看護サービスを行います。

- 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助をします。
- 隨時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは計画作成責任者、サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。
- 隨時訪問サービスの提供にあたっては、利用者からの隨時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行います。
- 訪問看護サービスの提供にあたっては、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護を提供する指定訪問看護事業所および主治の医師との密接な連携に基づき、医師による指示を文書で受けた場合に、指定訪問看護事業所により提供されます。

## ③ サービス利用料金

サービス利用料金については、重要事項説明書（別紙1）「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護利用料金表（利用者負担金）」の通りとします。利用料金に変更がある場合は、重要事項説明書（別紙1）を差し替え、その都度覚書を締結します。

(オ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画

- ① 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の目標、当該目標を達成するための具体的な内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成します。
- ② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に説明し、利用者の同意の上、交付します。
- ③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないものです。但し、日々の定期巡回サービスの提供や看護職員によるアセスメントにより、把握した利用者的心身の状況に応じた柔軟な対応が求められることから、居宅サービス計画に位置づけられたサービス提供の日時にかかわらず居宅サービス計画の内容を踏まえた上で計画作成責任者が定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時及びサービスの具体的な内容を定める事ができます。
- ④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後においても、常に計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行うものとします。

(カ) 介護・医療連携推進会議

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供にあたって、地域に密着し開かれたものとするために、介護・医療連携推進会議を設置し、サービス提供状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとします。
- ② 介護・医療連携推進会議の開催は、概ね6ヶ月に1回以上とします。
- ③ 介護・医療連携推進会議のメンバーは、利用者、家族、地域住民の代表者、医療関係者、地域包括支援センターの職員、介護保険課の担当者、有識者等です。
- ④ 介護・医療連携推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表します。

(キ) 指定訪問看護事業所との連携

当事業所は、連携する指定訪問看護事業所との契約に基づき、以下の事項について、連携する指定訪問看護事業所から協力を得るものとします。

- ① 利用者に対するアセスメント
- ② 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
- ③ 医療・介護連携推進会議への参加

#### ④ その他必要な指導及び助言

##### (その他)

介護保険適用の場合でも介護保険料の滞納等により、保険給付金が直接、事業所に支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外として料金をいただきます。後日、区市町村の窓口へ当事業所の発行するサービス提供証明書を提出することで差額の払戻しを受けることができます。

##### (高齢者虐待防止)

- ・定期巡回・隨時対応型訪問介護看護は、利用者への虐待防止のため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づいた措置を講じます。
- ・定期巡回・隨時対応型訪問介護看護は訪問介護員にもしくは家族による、身体的・心理的・性的・経済的虐待、介護放棄等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報します。
- ・利用者は、訪問介護員に虐待を受けた場合、その旨を市町村に届けることができます。また、届け出たことを理由として不利益な取り扱いを受けることはありません。
- ・虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の設置、定期的に開催し、指針の整備、研修の実施、担当者を定めます。

##### (身体的拘束等)

- ・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。
- ・身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

##### (危機管理対策)

- ・事業者は感染症及び非常災害発生時等にサービス継続的及び、早期での業務再開を図るための計画を策定し、従業員へ周知するものとします。
- ・事業者は感染症対策及び非常災害発生時マニュアルを策定し、従業員へ周知するものとします。
- ・事業者は感染症予防及び非常災害時対策を検討する委員会、訓練（シミュレーション）を定期的に実施するものとし、記録を残し従業員が確認できるようにします。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

事業者

事業者所在地 東京都江戸川区臨海町1丁目4番4号  
名 称 社会福祉法人 江戸川豊生会  
理 事 長 柳内 光子  
(指定事業所番号 1292100276)

説明者 所属 かがやきの郷福楽園 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

氏名

私は、契約書及び本書面により、かがやきの郷福楽園 定期巡回・随時対応型訪問介護看護から通所介護についての重要事項の説明を受け同意しました。

※記名(印字、ゴム印又は代筆)の場合のみ要押印とし、署名の場合押印省略とします。

年 月 日

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

代筆者 氏名 \_\_\_\_\_

利用者との関係 \_\_\_\_\_

※本重要事項説明書と同時に「契約書」にも記名捺印し、それをもって契約開始となる。